入　札　説　明　書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

１　発注者（契約権者）

福島県農業総合センター所長　　古川　勝弘

２　入札に付する事項

(1) 業　務　名　温室管理・空調設備システム定期点検業務委託
(2) 業 務 箇 所　福島県郡山市日和田町高倉字下中道１１６番地
(2) 業務の内容　仕様書のとおり
(3) 履 行 期 間　契約締結日から令和９年３月３１日まで

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第 167 条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。
(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から現に資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされた者でないこと。
(4) 仕様書に定める業務について、過去３年間にその種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

４　入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記３に掲げる必要な資格の確認を受けるため、下記(3)の提出書類を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限　令和８年１１月９日（月）　午後５時１５分
(2) 提出場所　郵便番号 963-0531
福島県郡山市日和田町高倉字下中道 116 番地
福島県農業総合センター事務部総務課
電話番号 024-958-1705
(3) 提出書類

ア　一般競争入札参加資格確認申請書（様式３）
イ　履行実績証明書（様式５）及び契約書の写し
ウ　暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式６）

エ　後記７において入札保証金の免除を希望する者は、入札保証金納付免除申請書（様式７）及び証明書類

(4)　一般競争入札参加資格確認の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式４）により、令和８年１１月１０日（火）まで申請者に通知する。

５　入札及び開札の日時及び場所

ア　日時 令和８年１１月１２日（木）　午前１０時

イ　場所 福島県農業総合センター　　１階会議室

６　入札書の提出

(1) 入札書（様式８）に必要とする事項を記載し提出すること。

また、入札書の押印を省略する場合は、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

(2) 入札書を持参する場合、次の書類を添付しなければならない。

ア　一般競争入札参加資格確認通知書（県からの通知）の写し

イ　委任状（様式９）　※代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア　落札の決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること）

ウ　代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

７　入札保証金

(1) 入札参加者は、次により入札保証金を納付すること。

ア　入札保証金の額は、入札金額の 100 分の 3 以上の額であること。

イ　入札保証金の納付又はこれに代わる担保の提供（以下「入札保証金」の納付等という。）は開札の時までに行うこと。

ウ　入札保証金の納付等を行おうとする競争参加者にあっては、事前に上記４(2)の資格確認申請書の提出先に連絡のうえ指示を受けること。

(2) 財務規則第 249 条第１項各号（別記１）のいずれかに該当する場合、入札保証金の一部又は全部を免除する。

なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、入札保証金納付免除申請書（様式７）を、令和８年１１月９日（月）午後５時１５分までに、上記４(2)の提出先に提出しなければならない。

(3) 入札保証金の納付及び還付については、福島県財務規則に定めるところによる。

８　入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記５で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記６の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

(4) 開札の結果、予定価格以下の入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことが出来るものとし、出席できない場合は失格とする。

(5) 再度入札は２回までとする。

(6) 前号においても落札者が決定しないときは、再度の入札の２回目において低価格の入札をした３者以内の者と随意契約に移行する。その際は見積書（様式８）に必要事項を記載して提出すること。

９　入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県農業総合センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10　入札心得

(1) 入札者は、入札公告、入札説明書及び契約書（案）、仕様書（以下「仕様等」という。）を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、仕様等について疑義がある場合は、仕様書等に関する質問書（様式１）により、福島県農業総合センター事務部総務課（上記４の(2)に同じ）へ、令和８年１１月２日（月）までに持参、郵送又はFAXにより説明を求めることができる。

なお、回答は仕様書等に関する質問・回答書（様式２）により、福島県農業総合センターホームページに令和８年１１月５日（木）までに掲載する。

(2) 入札者は代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(4) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

ア　契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

オ　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11　入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 上記３の入札参加資格のない者の提出した入札
(2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
(3) 委任状を持参しない代理人のした入札
(4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の入札
(5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）
(6) 金額を訂正した入札
(7) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
(8) 同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
(9) 明らかに連合(談合)によると認められる入札

13　落札者の決定方法

(1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせるものとする。
(3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第 167 条の２第１項第８号の規定により随意契約をすることができる。

14　契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
(2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第１項各号に規定する有価証券を提出することができる。
(3) 財務規則第 229 条第１項各号（別記２）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
(5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

15　契約書等の作成

(1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第５項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消することがある。

16 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

(電子契約サービスのページ/https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html)

17　契約条項

契約条項は、別紙契約書(案)及び財務規則による。

18　異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

19　当該契約に関する事務を担当する部門

上記４の(2)に同じ

契約の方法及び入札の条件

1　契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第１６７条の６第１項の規定により一般競争入札とする。ただし、入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がないときは、施行令第１６７条の２第１項第８号の規定により随意契約とすることがある。

2　入札の条件等

入札の際提示しなければならない条件は、次のとおりとする。

(1)　入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(2)　入札保証金

入札者は､入札金額の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 249 条第 1 項各号に該当する場合は、入札保証金の一部又は全部の納付を免除する。

(3)　最低制限価格

最低制限価格は設定しない。

(4)　落札者

入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(5)　契約保証金

契約者は､契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 229 条の第 1 項各号に該当する場合は、契約保証金の一部又は全部の納付を免除する。

(6)　委託の期間

委託の期間は、契約日から令和９年３月３１日までとする。ただし、委託業務の着手時期は、契約締結の日から５日以内とする。

(7)　委託契約書

別紙委託契約書（案）による。

(8)　契約の確定時期

地方自治法第２３４条第５項の規定により委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、委託者及び受託者が電子署名を行ったときに確定する。

(9)　電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は､県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ､発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）

なお、電子契約の詳細については、 福島県ホームページの電子契約サービスの

ページを参照すること。
（電子契約サービスのページ/
https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html）

(10)　提出書類

受託者は、仕様書に定めるほか、以下に掲げるものを契約締結後５日以内に提出しなければならない。

ア　着手届

イ　作業工程表

別記１

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)　一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

(2)　一般競争入札に参加する資格を有し、過去２年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3)　試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)　その他別に定めるとき。

２　（略）

別記２

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)　契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

(2)　契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3)　契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の３第２号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第２項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。

(4)　過去２年間に官公署(予算決算及び会計令第 99 条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5)　随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 200 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(6)　１件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7)　１件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(8)　１件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(9)　工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合におい

て、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の５）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(10)　除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の５を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(11)　応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の５を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(12)　１件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第１号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

(13)　県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。

(14)　法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

(15)　財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。

(16)　試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(17)　県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(18)　貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

２　前項第５号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第５号中「100 万円未満」とあるのは、「300 万円未満」と読み替えるものとする。

委　託　契　約　書（案）

委 託 業 務 の 名 称　　温室管理・空調設備システム定期点検業務委託

委 託 業 務 の 場 所　　福島県農業総合センター

委 託 金 額　　金　　円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円也）

委 託 の 期 間　　契約締結日 から 令和９年３月３１日まで

契 約 保 証 金　　福島県財務規則の規定による

上記の委託業務について、発注者「福島県」を甲とし、受注者「　　」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）
第１条　乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の金額をもって、頭書の期間における頭書の委託業務を誠実に履行しなければならない。
（権利義務の譲渡等）
第２条　乙は、書面による甲の承諾を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、又は下請けさせてはならない。
（主任技術者）
第３条　乙は、委託業務の実施について、技術上の管理を掌る主任技術者を置き、当該主任技術者の氏名を書面で甲に通知しなければならない。
（委託業務内容の変更等）
第４条　甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託金額又は委託の期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定める。
２　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲、乙協議して定める。
（乙の請求による委託期間の延長）
第５条　乙は、天災その他その責めに帰すことができない事由により、期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対し、遅滞なくその事由を付した書面を提出することにより、履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲、乙協議して定める。
（損害賠償）
第６条　委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため、必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場

合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲、乙協議して定める。

（検査及び引渡し）

第７条　乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲による履行確認の検査を受けなければならない。

（委託料の支払）

第８条　乙は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託金額の支払を請求することができる。

２　甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して３０日以内に委託料を支払うものとする。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第９条　乙の責めに帰すべき事由により期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

２　甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する変更契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに応ずるものとする。

３　第１項の規定による遅延利息は、当初の履行期限（前２項の規定による履行期限の変更があったときは、その期限とする。）から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第８条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（１００円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

４　甲の責めに帰すべき事由により前条第２項の規定による委託料の支払が遅れたときは、乙は、遅延日数に応じ、未受領の金額に政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第８条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（１００円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払いを甲に請求できることができる。

（契約の解除）

第１０条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一　期限内に委託業務が完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二　期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

三　第２条の規定に違反したとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

五　乙が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる

とき。

ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六　乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第５号）第４条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第１１条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は契約金額又は契約解除部分相当額の１０分の１を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一　前条の規定によりこの契約が解除された場合

二　乙がこの債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

一　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二　乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三　乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

３　契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変その他不測の事故等、乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合はこの限りではない。

（談合による損害賠償）

第１２条　甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の１０分の２に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第一号又は第二号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独

占禁止法」という。）第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第４９条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第６２条第１項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が、前項の規定により計算した賠償額の額を超える場合において甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（名義変更等の届出）

第１３条　乙は、その代表者等に変更があったときは、その変更にかかる登記簿謄本その他のこれを証する書面を添えて、甲に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第１４条　乙は、委託業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（補則）

第１５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

（紛争の解決方法）

第１６条　前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

（書面契約による場合）

上記の契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

（電子契約による場合）

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の４の２に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和８年　　月　　日

発注者（甲）　福島県郡山市日和田町高倉字下中道１１６番地
福島県
福島県農業総合センター所長　古川　勝弘

受注者（乙）